

## 第2節 資源循環 資源を大切に作る社会システムの形成

### [1] 環境の状況

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、私たちの生活を物質的に豊かにした反面、限りある資源を大量に消費し、それをごみとして廃棄することで、環境に大きな負荷を与え、様々な問題を生じさせています。

私たち一人ひとりの生活のあり方や、事業活動を見直すことにより、廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進する「循環型社会」を構築する必要があります。

本市は吹田市第3次環境基本計画において、市民1人当たりの1日のごみ排出量とリサイクル率に目標を設定しています。

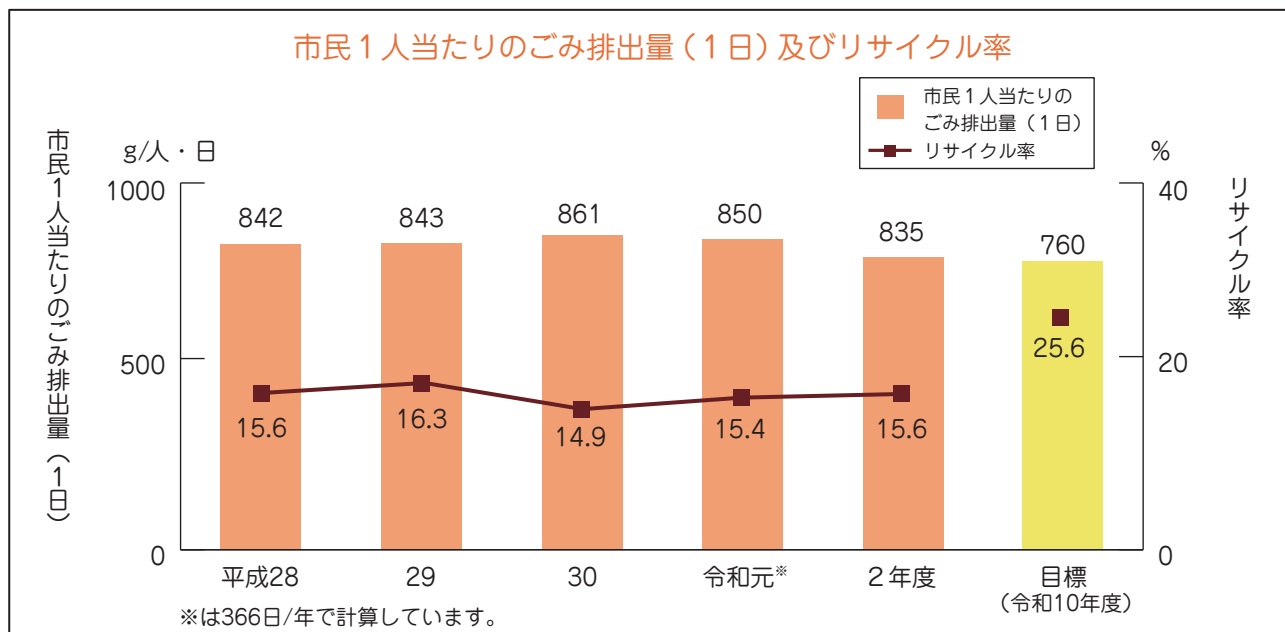
#### (1) ごみの排出状況

燃焼ごみや資源ごみなどを含む1年間に排出される全てのごみの量（ごみの年間排出量）は、令和2年度（2020年度）は114,456 t（家庭系ごみと事業系ごみの合計）でした。市民1人当たりになおすと、1日に835gでした。

#### (2) ごみのリサイクル状況

市が資源ごみとして収集する缶やびん、拠点回収によるペットボトル、集団回収による新聞紙やダンボールなど、リサイクルした量のごみ全体に占める割合（リサイクル率）は、令和2年度（2020年度）は15.6%でした。

### 代表指標の進捗状況



### 指標の進捗状況

指 標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値
年間の燃焼ごみ搬入量（破碎後可燃物を含む）	102,294 t	100,434 t	98,981 t	84,390 t
ごみの年間排出量	家庭系ごみ	80,499 t	81,029 t	76,995 t
	事業系ごみ	36,359 t	35,063 t	27,646 t
マイバッグ持参率	72.1%	79.6%	83.0%	80%

## [2] 施策

### ■ 吹田市一般廃棄物処理基本計画

本市は、平成29年（2017年）3月にごみの減量や適正処理の基本方向・基本施策を定めた「吹田

市一般廃棄物処理基本計画後期改訂版」を策定しました。

#### 期間

平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度）

#### 基本理念

吹田らしいコミュニティ活動を展開し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す。

#### 基本方向

- 1 2R（リデュース・リユース）を優先する社会へ転換を目指す。
- 2 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築を目指す。
- 3 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進を目指す。
- 4 リサイクルや適正処理等に適し、低炭素社会実現にも寄与する収集体制や処理システムの構築を目指す。

#### 計画の目標

令和3年度（2021年度）までに、以下のごみの減量目標値の実現を図ります。

- ・ごみ排出量（集団回収を含む）を、平成22年度（2010年度）と比較して、17%削減します。
- ・ごみ排出量の24%を資源化（市が関与する資源化）します。

### ■ 発生抑制を優先する社会への転換

#### （1）家庭系廃食用油の回収

家庭での使用済み天ぷら油（廃食用油）を回収し、リサイクルしています。回収した油は、別の製品の原材料として再生されます。

現在、市内14か所の公共施設で拠点回収を行っています。令和2年度（2020年度）は、6 tの廃食用油を回収しました。



#### （2）吹田市ごみ減量再資源化推進会議

市民・事業者・行政が三者協働で、食品ロス削減をメインテーマとしたごみ減量再資源化の取組を進めています。令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面による会議を2回開催しました。

#### （3）使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収

市の公共施設等で、使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収しています。

令和2年度（2020年度）は、回収量24kg、回収相当数24,000個、CO<sub>2</sub>削減量は65kg-CO<sub>2</sub>でした。



(4) フードドライブ

家庭等で余っている食品を市に提供していただき、子供食堂や福祉団体等の必要としている方に寄附する取組です。令和2年度(2020年度)は2回実施しています。

1回目では提供人数56人、提供品数541個、提供重量249kg、2回目では提供人数68人、提供品数701個、提供重量222kgでした。



吹田市フードドライブキャラクター  
「風土 虎息吹」

■ 多くの市民が参加できるリサイクルシステムの構築

(1) 廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量等推進員制度は、平成7年(1995年)11月に発足し、34地区の連合自治会からの推薦により推進員を委嘱しています。推進員は、地域でゴミの

減量や分別についての推進役として活躍しています。令和3年(2021年)3月31日時点で331人の推進員が活動しています。

(2) 再生資源集団回収の推進

本市は、自治会や子供会などの集団回収を推進しています。令和2年度(2020年度)は、448団体が実施し、6,846tの再生資源を回収しました。

集団回収は、本市のリサイクル率向上におおいに役立っています。

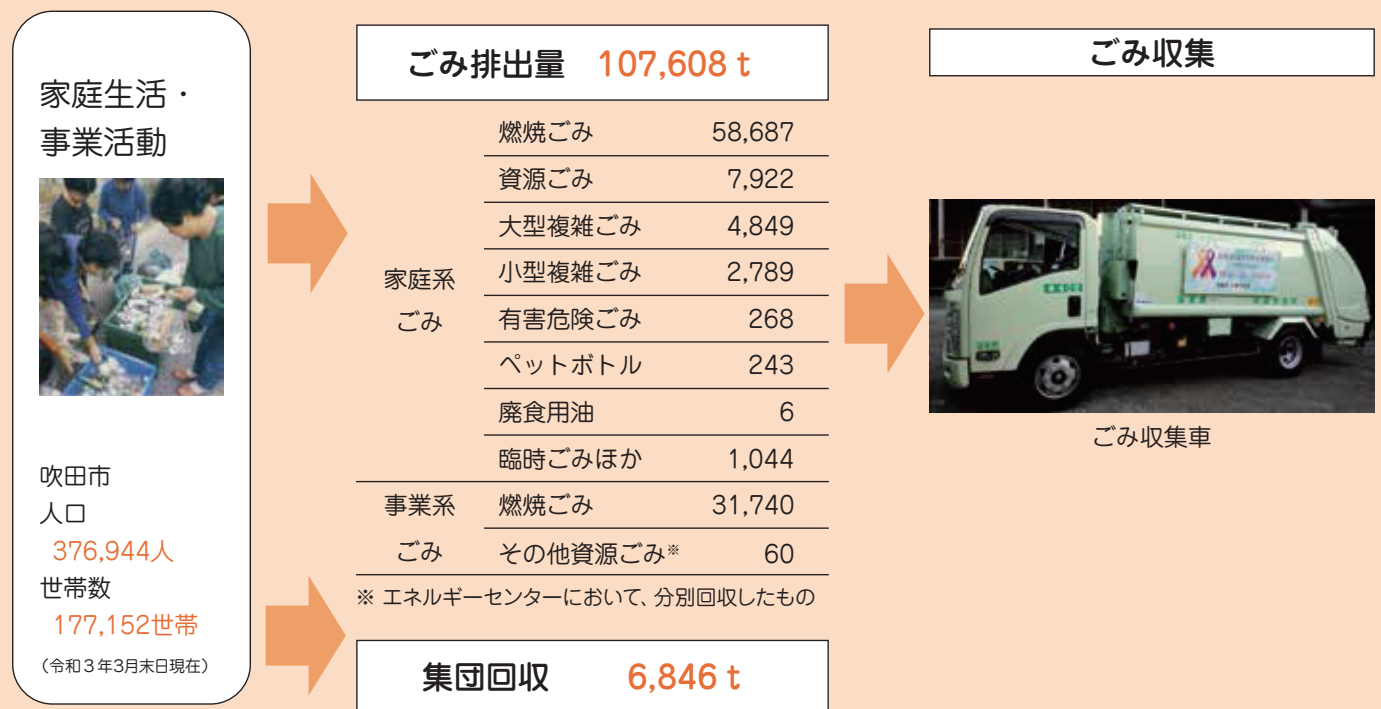
(3) 資源リサイクルセンターでの活動

市民のリサイクル活動を推進する拠点施設として、全国に先駆けて平成4年(1992年)に開設しました。

このセンターは、市民活動・環境学習の場であるだけでなく、市民研究員による研究活動のためのも場でもあります。施設の運営に関しては、指定管

令和2年度(2020年度) ゴみの収集、処分、再資源化の状況

(小数点第一位以下四捨五入)



(四捨五入の関係で個々の値の和と計は一致しません。)

理者である公益財団法人千里リサイクルプラザに委

託しています。

#### (4) すいたエコイベント宣言

すいたエコイベント宣言とは、イベント主催者がごみの減量など環境に配慮した取組を宣言し、イベント参加者に対して環境意識の向上を図る取

組です。令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

### ■ 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

毎月2 t以上のごみを排出する事業者(多量排出占有者)に対して、事業系一般廃棄物の減量計画を定め、廃棄物管理責任者を選任することを指導しています。さらに、事業活動に伴うごみの処理やリサイクルの責任は排出者である事業者の責任であること

を浸透させるとともに、搬入検査の強化、紙ごみ等の資源化をはじめ搬出管理指導の強化などを行っています。令和2年度(2020年度)は、202事業所に対して指導を行いました。

### ■ 産業廃棄物

産業廃棄物については、年間1,000 t以上もしくは、特別管理産業廃棄物を年間50 t以上排出する事業者(多量排出事業者)は減量等の処理を計画し実施状況を報告することが義務付けられています。令和2年度(2020年度)は、それらの事業場のうち15事業場に立入検査を実施し、産業廃棄物の減

量やリサイクルの促進等についても指導しています。

また、排出者責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理を確保していくための産業廃棄物管理票交付制度に係る報告については、令和2年度(2020年度)実績で1,857件を受理しています。

